

F 湯出小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日 策定

平成30年5月14日 改訂

令和2年5月1日 改訂

令和3年3月23日 改訂

令和4年6月10日 改訂

令和5年5月31日 改訂

令和6年5月10日 改訂

1 学校の方針

(1) いじめの本質の理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関する国民的課題である。

ここでいう「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

【「いじめ防止対策推進法」（平成25年度）より】

(2) いじめに対する学校の姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校ではすべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者（児童養護施設職員を含む）他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、迅速かつ適切にこれに対処し、その再発防止に努める。

2 いじめ防止の取組

児童に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌づくりに取り組んでいく。本校の学校教育目標の具現化こそ、いじめ防止の取組につながるものである。また、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対許されない」ことの理解を促し、児童が円滑に他者とのコミュニケーションを図る能力も育てる。

(1) いじめの未然防止

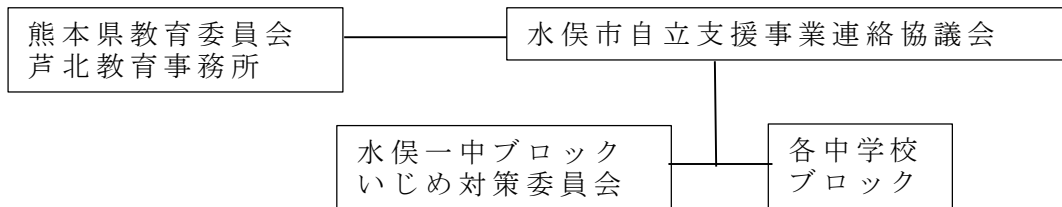
【水俣市自立支援事業を核とした取組】

- ① いじめの実態把握と相談体制づくり
 - ・「心のアンケート」や「学校独自のアンケート」及び「教育相談」等を実施する。
 - ・「水俣一中ブロックいじめ対策委員会」及び「水俣市自立支援事業連絡協議会」を活用していく。
- ② 運営委員会による自律的・自治的活動
 - ・学校人権宣言や学級の人権宣言、行動項目について振り返る活動を実践する。
 - ・話し合い活動や道徳の授業を通して、学級内で互いを尊重し合う態度を育てる。
 - ・「ほめほめの木」を設置し、良いところやうれしかったことを放送で紹介する。
- ③水俣一中ブロックいじめ対策委員会の取組

【目標】

- ・いじめの未然防止、早期発見、早期解決を図る。
- ・「いじめ対策委員会」を設置し、取組みの進捗状況等について、情報交換、協議、成果のとりまとめを行う。

【組織図】



【取組】

- ・学校の取組の周知・協力の依頼をする。
- ・いじめ事案の報告並びに対応策を検討する。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、児童を取り巻く大人が連携し、児童の些細な変化に気づく力を高める。その拠として、「生活アンケート」の活用を図る。

また、いじめが認知された場合には、いじめを受けた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して適切に指導するなど、組織的な対応を図る。

欠席に対しては、「愛の1, 2, 3運動プラス1」を基調として、必要に応じて学校全体で取り組んでいく。

(3) いじめの認知

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間外れ、集団により無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンやスマートフォン・携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等いじめの認知については特定の職員のみによることなく、いじめ防止対策委員会を活用して行う。

(4) いじめへの早期対応

- ① いじめがあることが認知された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで、組織的に早期に適切な対応を行う。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、かんけいきかん（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）と連携して対応する。

(5) 校内体制に基づく組織的な取組

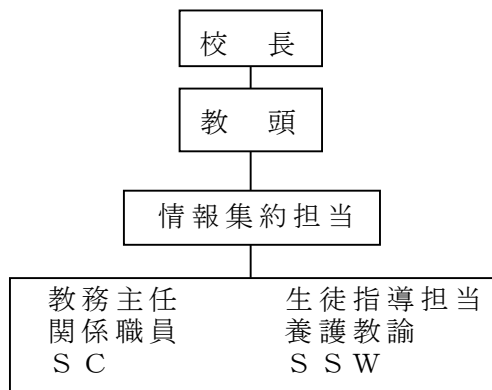
本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを始め悩み等を相談しやすい体制を整備する。

また、日頃より教職員集団として、いじめを積極的に認知し、取組を推進していくことを共通理解し、いじめ問題に対して組織的な対応ができる体制整備を図っていく。

① いじめの防止等の対策のための組織（推進法22条）

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ・不登校対策委員会」を設置する。

② 組織図

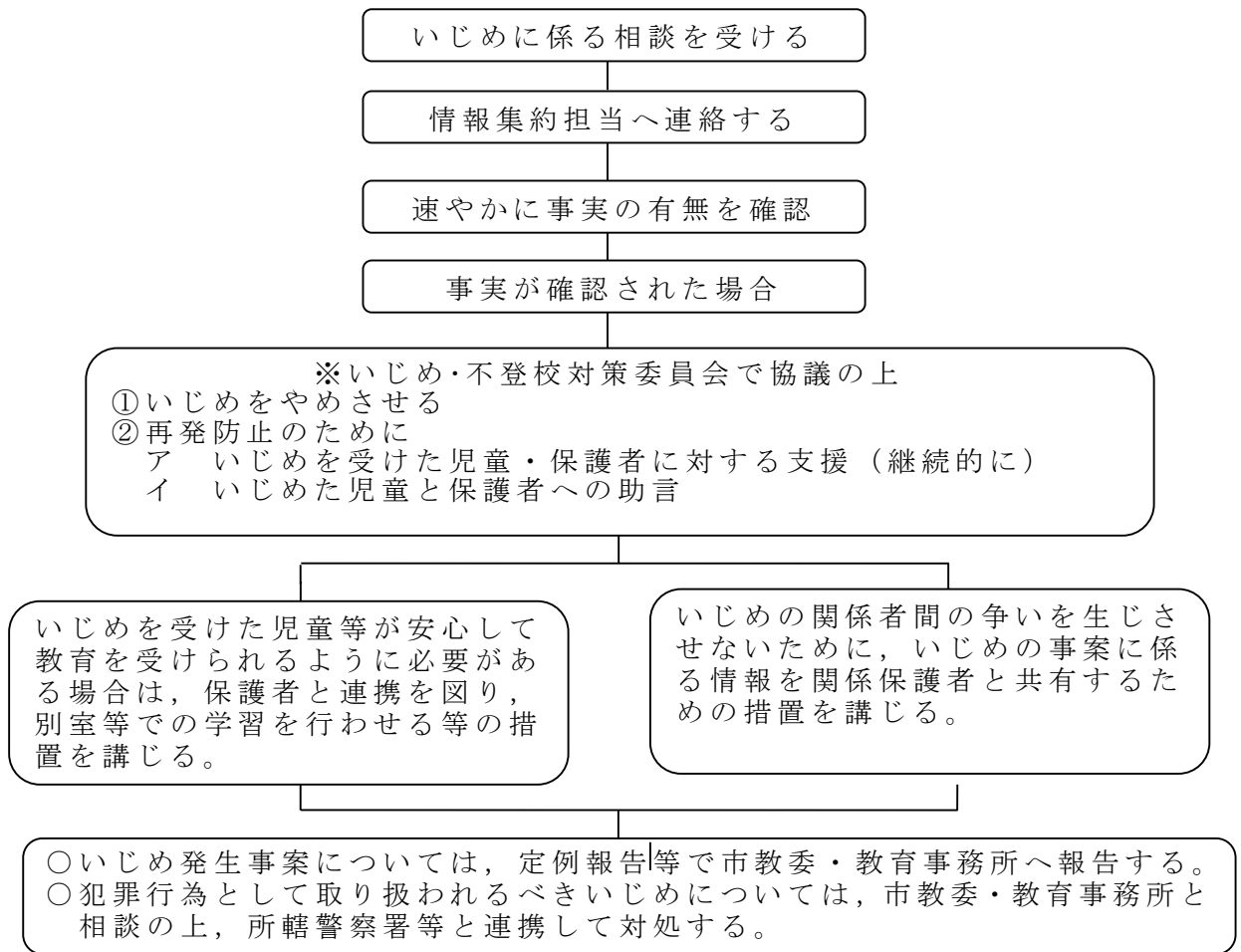


いじめ・不登校対策委員会の開催は、年2回を定例会とする。いじめ事案発生時は緊急開催をし、その後、全職員での会合を開催する。

〈定例会の活動内容〉

- (ア) いじめの早期発見に関すること（アンケート調査，教育相談）
- (イ) いじめ防止に関すること（児童会を中心とした取組等）
- (ウ) いじめ事案への対応に関すること
（いじめ防止基本方針の見直し・事例検討会）
- (エ) いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること（教職員の意識向上や資質向上）

③ 対応プランの策定



④ 協働的な生徒指導体制の構築

(ア) 情報の共有化

担任が孤立し、思い込んだり、抱え込んだりしないように、学校全体で情報を共有し協働的に進める生徒指導を充実していく。

定期的な情報交換会の場だけではなく、日常の情報交換が活性化し、担任が悩みを相談しやすい、ざっくばらんでありしかも建設的な職員室の雰囲気作りに努める。また、必要に応じてスクールカウンセラーを活用したり、関係機関（児童養護施設職員）等を交えての情報交換の場を設けたりして、研修に変化を持たせ、より多角的な見方が深まる研修の工夫を行う。

(イ) 生徒指導上の課題への対応

情報の共有だけではなく、その情報から明らかになった課題を共有した上で連携した取組につなげていく。情報から見えた課題を教職員全体で共有し、課題解決に向けた協働的な取組をより効率的、効果的に行っていく。

⑤ 教育相談体制の構築

(ア) 生活アンケート等

いじめや悩み等を早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査等を次の通り実施する。

- ・児童対象：生活アンケート…学期に1回（情報集約担当）
- ・教育相談週間を通じた学級担任及び養護教諭からの聞き取り調査
…6・12・2月（情報集約担当）

(イ) いじめ相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラーの活用
- ・いじめ相談窓口の設置（窓口は養護教諭・教頭）
- ・養護教諭による心の相談の実施（学期に1回）

(ウ) いじめ防止等における職員の資質の向上

いじめ防止等における研修を年間計画に位置付けて実施し、資質の向上を図る。

(3) 地域・家庭・関係機関との連携

本校においては、地域・家庭・関係機関との連携は欠かせない。児童に豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図っていく。そのためにも、湯出小コミュニティ・スクール「鶴の子育成協議会」を核とした取組を推進する。

(4) 一人一人の児童が活躍し、お互いが認め合うことのできる楽しい学校づくり

学校教育目標の達成に向け、少人数の特性を生かし、一人一人の児童への居場所づくりを推進し、自己肯定感・自己有用感を高めていく。

3 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は次の対処を行う。

(1) 危機対応チームの設置

重大事態が発生した旨を水俣市教育委員会及び芦北教育事務所に速やかに報告する。教育委員会と協議の上、当該事案に対処する危機対応チームを設置する。

(2) 事案の調査

危機対応チームを中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。

(3) 関係機関等への報告及び連携・支援チームの派遣依頼

事実関係を明確にするための調査を実施する。また、事態によっては危機対応チームだけでは対応が困難な場合もあるので、関係機関等への報告と同時に、場合によっては、連携・支援チームの派遣依頼を行う。

(4) 児童・保護者への心のケア

調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。それと同時に、心のケアも関係機関との連携により行う。

(5) P T Aの協力・公表

いじめを隠蔽せず、いじめの実態及びいじめに対する措置をP T Aにも周知し、連携・協働しながら取り組む。臨時P T A総会の開催に向け、P T A役員と相談して日時・場所・説明内容を明らかにする。

(6) マスコミ対応

取材（依頼）があった場合には、市教育委員会と経過・想定される質問等を事前に話し合っ
て、日時、場所、対応車（教頭、場合によっては校長）等を明確にして臨む。

(7) 日々の教育活動への配慮

全職員が同じ方向を向き、共同歩調で日々の教育活動を行っていき、楽しい学校づくりを目指す。